

第3期愛媛県医療費適正化計画

平成30年3月
愛媛県

はじめに



我が国では、国民皆保険の下、誰もが安心して良質な医療を受けられる社会保障制度が確立され、保健医療水準は世界最高レベルに達しています。

しかしながら、急速な少子高齢化の進行や国民のライフスタイルの変化など、医療を取り巻くさまざまな環境の変化にともない、国民医療費は増加の一途をたどっております。今後、国民皆保険を堅持するためには、生活の質の維持・向上を図りながら、良質で適切な医療を効率的に提供する体制を確保していくことが求められています。

平成18年には、国の医療制度改革において、生活習慣病予防、医療提供体制、医療保険制度に関する改革を総合的かつ一体的に行う医療構造改革関連法が成立し、都道府県は、医療費適正化計画を策定することとされました。

このため、本県でも、県民の健康の保持の推進および医療の効率的な提供の推進に関する目標を定めた「愛媛県医療費適正化計画」を作成し、さまざまな施策を進めてきたところであり、今般、第2期計画に引き続き、平成30年度からの6か年を計画期間とする「第3期愛媛県医療費適正化計画」を策定いたしました。

今後、医療保険者や医療機関、市町などの関係機関との連携をより強固なものとし、県民の皆様の健康保持と医療の効率的な提供に努めて参りますので、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました愛媛県医療費適正化計画推進会議の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

愛媛県知事 中村時広

目次

第1章 計画策定の趣旨

| | |
|------------------|---|
| 1 第3期計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 計画の達成状況の評価及び公表 | 2 |

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

| | |
|--------------------------|----|
| 1 現状 | 3 |
| (1) 医療費の動向 | 3 |
| ① 全国の医療費 | |
| ② 本県の医療費 | |
| ③ 国民健康保険医療費 | |
| ④ 協会けんぽ医療費 | |
| ⑤ 後期高齢者医療費 | |
| 【県民の健康の保持の推進に関する事項】 | |
| (2) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 | 8 |
| ① 平成27年度特定健康診査受診率 | |
| ② 平成27年度特定保健指導実施率 | |
| (3) 生活習慣病に分類される疾病の状況 | 10 |
| ① 受療動向 | |
| ② 死亡率 | |
| (4) 県内における疾病の状況 | 12 |
| (5) 生活習慣病の状況 | 13 |
| ① 生活習慣病の有病者及び予備群の状況 | |
| ② 生活習慣病対策の必要性 | |
| ③ 本県におけるメタボリックシンドロームの状況 | |
| (6) 喫煙の状況 | 16 |
| (7) 予防接種の状況 | 16 |
| (8) その他予防・健康づくりの推進に関する状況 | 17 |
| 【医療の効率的な提供の推進に関する事項】 | |
| (9) 医薬品の使用状況 | 17 |
| ① 後発医薬品の使用 | |
| ② 医薬品の適正使用 | |
| 2 課題 | 20 |
| (1) 医療費 | 20 |
| (2) 特定健康診査・特定保健指導 | 20 |
| (3) 受療行動 | 20 |
| (4) 生活習慣病 | 20 |
| (5) 喫煙 | 20 |
| (6) 予防接種 | 21 |
| (7) 医薬品の使用 | 21 |
| ① 後発医薬品の使用 | |
| ② 医薬品の適正使用 | |

第3章 基本的な施策の推進

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 基本理念 | 22 |
| （1）県民の生活の質の確保及び向上 | 22 |
| （2）超高齢社会の到来への対応 | 22 |
| 2 医療費適正化に向けた目標 | 22 |
| （1）県民の健康の保持の推進に関する達成目標 | 22 |
| （2）医療の効率的な提供の推進に関する達成目標 | 22 |
| （3）医療費の見込み | 23 |
| 3 関係機関等の役割 | 24 |
| （1）基本方針に基づく役割分担等 | 24 |
| ① 国の取組 | |
| ② 県の取組 | |
| ③ 保険者等の取組 | |
| ④ 医療の担い手等の取組 | |
| ⑤ 大学等学術機関の取組 | |
| ⑥ 県民の取組 | |
| （2）本県の取組体制 | 26 |
| 4 目標を達成するために取り組む施策 | 26 |
| 【県民の健康の保持の推進】 | |
| （1）特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率の向上 | 26 |
| ① 周知・意識啓発の実施 | |
| ② 保険者等による特定健診結果の活用の推進 | |
| ③ 協議会との連携 | |
| ④ 県内に事務所を有する保険者による特定健診の推進に対する支援 | |
| ⑤ 県外に事務所を有する保険者による特定健診の推進に対する支援 | |
| ⑥ 保険者による保健指導の推進に対する支援 | |
| （2）たばこ対策 | 28 |
| （3）予防接種対策 | 29 |
| （4）生活習慣病対策及び重症化予防対策 | 29 |
| （5）その他予防・健康づくりの推進 | 30 |
| ① 県の取組を含む施策の概況 | |
| ② 個人インセンティブ事業の推進 | |
| ③ 重複・頻回受診の適正化等の推進 | |
| ④ 歯科口腔保健の推進 | |
| ⑤ 高齢化に係る対応策の推進 | |
| 【医療の効率的な提供の推進】 | |
| （1）後発医薬品の使用促進 | 32 |
| （2）医薬品の適正使用（重複投薬及び複数種類医薬品の適正化）の推進 | 33 |
| （3）その他医療の効率的な提供の推進 | 33 |
| ① 医療提供体制の確保 | |
| ② 5 疾病に係る医療体制 | |
| ③ 情報提供の推進 | |
| ④ 医療の安全の確保 | |
| ⑤ 医療に関する情報化の推進 | |
| ⑥ 医療サービス（訪問看護、リハビリテーション）提供体制の推進 | |
| ⑦ 介護サービス提供体制の推進 | |
| ⑧ 地域包括ケアシステムの強化 | |